

税法実務コース「法人税税額控除等（措置法）」

コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第 1 回	テーマ1. 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合 テーマ2. 中小企業者等が機械等を取得した場合 テーマ3. 経営改善設備を取得した場合 テーマ4. 特定経営力向上設備等を取得した場合 テーマ5. 革新的情報産業活用設備を取得した場合	P 2 ～ P 3 3
第 2 回	テーマ6. 試験研究を行った場合 テーマ7. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等	P 3 4 ～ P 6 3

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

税法実務コース

「法人税税額控除等（措置法）」

CONTENTS

テーマ 1	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合	2
	■高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ 2	中小企業者等が機械等を取得した場合	8
	■中小企業者等が機械等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ 3	経営改善設備を取得した場合	14
	■経営改善設備を取得した場合の特例を学習する	
テーマ 4	特定経営力向上設備等を取得した場合	20
	■特定経営力向上設備等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ 5	革新的情報産業活用設備を取得した場合	26
	■革新的情報産業活用設備を取得した場合の特例を学習する	
テーマ 6	試験研究を行った場合	34
	■試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を学習する	
テーマ 7	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等	54
	■給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の特例を学習する	

1

Theme

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特例を学習する

1 法人税の税額控除の特例について

法人の設備投資を促進させ、景気の高揚・技術の発展・環境への配慮といった政策的な目的から、特定の資産を購入し事業供用した場合には、その取得価額のうち一定額をその事業年度の法人税額から控除することができます。

租税特別措置法に規定する特別控除にはいろいろありますが、資産を取得した場合の特別控除として、今回紹介するものは、次の5つの特別控除です。

- (1) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の 特別控除
- (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除特定機械装置等の特別控除
- (3) 経営改善設備を取得した場合の特別控除
- (4) 特定経営力向上設備等を取得した場合の特別控除
- (5) 革新的情報産業活用設備の特別控除

2 制度の内容

省エネルギー投資の促進によるエネルギー効率の改善を進めるため、中小企業者等が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合には、特別控除（法人税の税額控除）を適用することができます。

(1) 適用要件（措法42条の5）

- | |
|---|
| <p>① 適用法人……青色申告書を提出する中小企業者等で、特定事業者等に該当するもの</p> <p>② 対象資産……新品の高度省エネルギー増進設備等</p> <p>③ 適用要件……国内にあるその法人の事業の用に供したこと（貸付の用を除く）</p> <p>④ 選択適用……特別償却の適用を受けないこと</p> |
|---|

（注1）特定事業者等

次の①～③のいずれかの法人をいいます。

- | |
|---|
| <p>① エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する特定事業者等
…工場等を設置している者のうち、すべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が一定の数値以上であり、経済産業大臣にエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定された者</p> <p>② 上記①の法律の認定を受けた工場等を設置している者
… 工場等を設置している者のうち、他の工場等を設置している者と連結してエネルギーの使用の合理化を推進するもので、その連携省エネルギー計画を作成し、経済産業大臣からその計画が適当である旨の認定を受けたもの</p> <p>③ 上記①の法律の認定を受けた荷主
…荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物事業輸送車に輸送させる者をいう。）のうち、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するもので、共同で、その荷主連携省エネルギー計画を作成し、経済産業大臣からその計画が適当である旨の認定を受けたもの</p> |
|---|